

# 岩倉具視の古式復興及び身分制度確立の意図

伊 藤 真実子

## I はじめに

明治十五年十一月、左大臣岩倉具視は、宮内省中に内規取調局の開設を請う旨の建議書を提出した。その冒頭で建議理由を、

去明治十一年ニ於テ儀制調査局ヲ設置シ皇室ニ関スル諸制度ヲ調査センコトヲ建議セリ今ヤ時機漸ク熟スルヲ以テ該局ヲ開キ此事務ニ着手スルヲ要ス<sup>(1)</sup>と述べている。

岩倉は、明治十一年三月、帝室制度調査のため、一局設置する旨の建議書を提出していた。ここで建議理由として、維新後、天皇が万機公論に決すべきことを神明に誓盟し、明治八年に元老院、大審院を設置し、

その後、漸次立憲政体確立の詔勅の公布に至った経緯を述べ、

今ヤ勅命ハ立憲ノ政体ヲ建ツルハ漸次ヲ以テ主ト為スト雖億兆ノ中或ハ躍進ヲ望ムモノアルヲ免レス夫レ人心ハ常ナク時勢ノ趨向測ル可カラサルハ古今ノ通理ナリ此際ニ於テハ當路ノ者深ク謀リ遠ク慮リ以テ帝室ノ基礎ヲ固メサル可カラス然リト雖物ニ本末アリ事ニ終始アリ我カ建国ノ体ハ素ヨリ他邦ノ比ニ非ス宜ク既往ノ得失ヲ審ニシ将来ノ利弊ヲ察シ以テ帝室ノ典憲ヲ定ムヘシ因テ臨時一局ヲ設ケテ委員ヲ置キ国典ヲ蒐集シテ祖宗ノ違法ヲ考証シ之ニ参ユルニ外国ノ良制ヲ以テシ上ハ帝位繼承ノ順序ヨリ下ハ皇族ノ歳俸ニ至ルマテ之ヲ調査起章シ以テ宸裁ヲ仰カントス此ノ如ク帝室ノ典憲定マルトキハ帝室ノ尊嚴ヲ永遠ニ保持スルコトヲ得ヘシ君上ノ權利已ニ強固ナルトキハ臣民ノ權利其度ヲ踰越スルコト能ハス上下相頼テ以テ国家安寧ナリ是レ具視カ儀制調査局ヲ設置センコトヲ欲スル所以ナリ謹テ議ス<sup>②</sup>と

というように説明した。  
さらに調査すべき条項として、「帝位繼承ノ順序、三種神器授受ノ事、天皇踐祚及即位區別ノ事、」など天皇についての条目、皇后、皇太子に関する条目、皇族の教育、財産、犯罪裁判、冠婚葬祭に関する条目を列挙した。

岩倉は、明治九年九月、元老院が国憲起草の命を受け、同年十二月、第一次国憲按草案を完成させた際、その内容に不満を示し、「奉議局」の設置を井上毅と相談していた。<sup>③</sup>その理由は、国憲按草案中の皇室に関する条項が、これまでの慣習とはかなり異なる欧米風なもの機械的な導入であったことにあった。

またこの、「儀制局設置」に関する建議書が提出される直前である明治十一年二月に、第二次国憲按草案

は完成しており、岩倉はそれを手に入れていた。したがって、岩倉は再び皇室に関する条項の内容に不満を抱き、人民の法たる憲法に対する存在として、「皇室典範」の類を憲法とは別に起草するべきであると考えたのである。すなわち岩倉の儀制調査局設置の趣旨は、「帝王ノ典憲ヲ定ム」ることにあつた。

しかし、明治十五年十一月に提出された内規取調局設置に関する建議書においては、その設置理由を、

過般特別ノ思食ヲ以テ參議伊藤博文ヲシテ欧州ニ渡航セシメ憲法及制度ヲ調査セシムル所アリ願フニ參議帰朝ノ日ニ至ラハ當サニ國務ノ基礎ヲ立テ為政ノ根軸ヲ定ムルノ議ヲ決セラルヘシ然ルニ事務皇室ニ関スルモノハ外国ニ準拠スヘカサル者アリ宜ク今日ニ於テ皇典ヲ調査整頓シ以テ他日ノ校量審議ニ供スヘキハ尤必要ノ事タリトス因テ前年建議セル條目ノ外更ニ調査スヘキ事項ノ條目ヲ概陳スルコト左ノ如シ<sup>4</sup>

とする。この時岩倉が調査すべき条目として付け加えたのは、「第一 神祇官再興ノ事、第二 皇族ノ秩序ヲ定ムル事、第三 皇后宮ヲ出スヘキ家閥ヲ定ムル事、第四 爵位令並華士族尊卑區別ノ事、第五 華族ノ族号停止及返上ノ制ヲ定ムル事、第六 礼服ノ事、第七 吉礼凶礼ノ事、第八 勅授帶劍及賞賜刀劍ノ規則ヲ定ル事、第九 神饌米献貢ノ事、第十 功臣ノ記念像ヲ設クル事」の十項目であり、先の儀制局で列記した条目とはかなり趣の異なるものであつた。

確かに、これらの条目は「皇室」に関する要素を含んではいる。しかし、「皇室典範」に盛りこむべき要素が見うけられるのは「皇室ノ秩序」と、「皇后宮ヲ出ス家閥」を定めるといふ事ぐらいである。

この建議書は、当時欧州各国で憲法調査中の伊藤博文の帰国前に、「帝王儀制調査局」を設置すべきであ

るといふ在口公使柳原前光の意見を受けたものであるとされてきた。<sup>(5)</sup>

そこで、なぜ岩倉が、憲法起草が目前に迫ったこの時期に、内規取調局を宮内省中に設置し、先に列挙した項目を調査すべき条項としたのか、その動機を考察する。

高木博志氏は内規取調局の設置に引き続き、明治十六年一月、「京都皇宮保存ニ関シ意見書」<sup>(6)</sup>を提出した岩倉を、皇室儀礼の構想と、旧慣、すなわち伝統の保存を通じて、天皇、皇室の擁護を一貫して行なったと表している。そして、岩倉は「旧跡」保存を、国内的には、人心収攬の意図から、国際的には欧州の先進国に比肩すべく皇室の権威を伸張する意図から行なったと述べている。<sup>(7)</sup>はたして本当に、岩倉の擁護すべき対象は、天皇、皇室のみであったのであろうか。そこで、この内規取調局設置に関する意見書の主眼がこれまで言われてきたような天皇、皇室、華族の保護であったのかどうかを検証することで、「保守派指導者」と表されてきた岩倉像の再考察を試みる。

## II 皇族、華士族身分の細分化

儀制局設置に関する建議書においても、その筆頭に挙げられていたが、皇室にとつて、その存在の最重要意義は、皇位を継承していくことにある。とりわけ明治政府は維新の際、「王政復古」を掲げており、「明治天皇」の歴史的伝統性が、前政権である徳川幕府より優越していることを統治の正統性の源泉として掲げていた。したがって、前政権との「差」は、連綿と続いてきた皇統の「血統」にあるということになるゆえ、

その血脈の由緒を保持していくということが重要であった。そこで、「第三 皇后宮ヲ出スヘキ家閥ヲ定ムル事」において、

皇統ノ綿々タルハ即チ皇位繼承ノ法正フシテ紊レサルニ在リ而シテ其事大ニ血統ニ關係スルヲ以テ皇后宮ヲ出ス家閥ノ如キ亦之ヲ内定セサル可ラス：中略：欧州各国中凡ソ帝国ヲ以テ其体ヲ建ルモノ亦皆皇后宮ヲ出スノ家閥ヲ定メタリ蓋シ其法同等婚姻ニ基クト云フ因テ顧フニ宜ク此等ノ傍例ヲ參酌シ吾カ古典ニ拠リ以テ制度ヲ査定スルハ亦甚タ緊要ノ事ナリトス<sup>(8)</sup>

というように述べている。つまり、次の天皇の血統に影響する「皇后」を輩出するにふさわしい家柄を、特別な身分として格上げし、人々に知らしめる必要性を認識していたのである。

また、皇后宮を輩出する家柄を特別に定めるということは、身分の序列の対象が皇族全体にまで広がることにつながる。「第二 皇族ノ秩序ヲ定ムル事」では、

謹テ案スルニ皇統ノ綿々タル萬世一系天壤ト與ニ窮極アルコトナシ於是天法ニ淵源アリ分流アリ故ニ同一ノ皇族ニシテ親疎本末ノ別ナキコト能ハス後來皇室ノ益繁栄ニ從テ皇族ノ數益々振々タルヘク從テ親疎本末ノ別モ亦愈繁カルヘシ夫レ皇親ノ中時ニ或ハ入テ大統ヲ繼クコトアルヘシ時ニ或ハ降テ華族ニ列スルコトアルヘシ或ハ親中疎アリ或ハ疎中親アリ是レ宜ク今日ニ於テ皇籍中ニ就キ親疎本末ノ秩序ヲ定メ簿冊ニ書シテ以テ後世ノ式トナスヘシ<sup>(9)</sup>

というように、皇族及びその縁者の身分の序列を明確に制度化する事で、天皇の血統の聖性をより際立たせようとしたのである。つまり、皇統の中でもとりわけ天皇の血統の「聖性」を傑出させるべく、皇族の中で

も、その血脈によつて身分を細分化し、また、次代の天皇の血統に影響を与える皇后を輩出する家柄を特別な家閥として格づけようとしたのである。

身分の厳格な細分化の対象は、皇族だけにとどまらなかった。「第四 爵位令並華士族尊卑區別ノ事」のなかで、

人臣尊卑ノ序明カナレハ平民ヨリハ華士族ヲ尊トシ華士族ヨリハ皇族ヲ尊トス於是皇上光威德澤ヲ景仰セサル者ナシ是故ニ海外諸国凡ソ立君ノ邦ニシテ官等勲爵ヲ設ケテ以テ其臣民ヲ秩序セサルコトナシ方今我朝官位勲等ノ事ハ既ニ定法アリ獨リ爵ハ則テ未タシ是レ豈ニ闕典ニ非ル無ランヤ宜ク敍爵ノ法ヲ定メ更ニ敍位ノ法ヲ改メ貴賤尊卑ノ分ヲシテ判然トシテ明カナラシムヘシ

蓋シ爵ハ人臣ノ品流ヲ序スルモノナリ故ニ爵アル者ハ即チ貴族ナルヘシ按スルニ我国ノ貴族ハ則チ華族ニ外ナラス而シテ華族ノ中自ラ尊卑ノ區別アリ今爵号以テ之カ尊卑ヲ序スル一様ノ爵ヲ以テスルコト能ハス因テ華族ヲ五等ニ分チ爵五階ヲ以テ之ヲ倫敍スヘシ其敍位ハ則チ五位ヲ初敍トシ漸次昇進ノ法ヲ立ツルヲ要ス

士族ノ如キ亦一種ノ貴族ト為スヘキモノナリ宜ク其族令ヲ定メテ之ヲ五等ニ分チ其尊卑ヲ秩序スヘキモノトス<sup>(10)</sup>

と述べている。

これまでの岩倉の華族との関係に関する研究は、公家という出事に起因して、華族の政治指導者という側面から考察されてきた。坂本一登氏は、「華族の立憲制への対応と岩倉<sup>(11)</sup>」のなかで、岩倉はあらゆる改革の

大前提として、天皇制秩序の要と期待する華族を一つのまとまった統一体として維持する事を何よりも優先したと分析している。

また、華族に関する研究においては、将来の上院開設に備えた、政治的見識の拡充をはかるために創設された華族会館の創設に関してや、上院を教化するために制定された新華族の創設されるに至るという過程についての研究が主であった。<sup>(12)</sup> すなわち、明治国家形成において、華族は主体的な地位も役割も与えず、その無能力ぶりが強調されるという見解が主流であった。

しかし岩倉は、伊藤博文の帰国後の憲法起草および、国会開設の時期が明治二十三年と確定していることを認識しながらも、ここでは単なる上院の構成要員として華族を見ていたのではなかった。

明治維新の際、それ以前の士農工商の身分制度を否定し、「四民平等」を宣言したにもかかわらず、この時、社会的身分の序列を厳格に規定する事で、天皇を頂点とした社会構造の制度化を謀ったのである。

つまり岩倉は、明治国家における新たな社会秩序を、身分の序列を制度化することで、天皇を頂点に戴く社会構造を明確化しようとしたのである。そして、そのことで通常目に見えない社会秩序の具象化をはかろうとしたのであった。すなわち岩倉は華族に、皇族と平民の間に位置する社会的身分層としての役割を見出していたのである。

また岩倉は、旧態依然の「華族」の地位を維持することに固執していたわけではなかった。「第八 勅授 帯剣及賞賜刃剣ノ規則ヲ定ル事」において、

尚武ハ我カ建国ノ体ナリ故ニ草薙ノ御剣之ヲ伝国ノ神器トス於是国民一般ニ武ヲ好ミ剣ヲ尊フノ俗ヲ為

ス…中略…夫レ賞賜ナル者ハ天子ノ恩恵ニ出ツルト人心ヲ奨励スルノ政策ト並ヒ存スルモノナリ故ニ賞賜ノ物品ノ如キハ大ニ注意ヲ要セサルヘカラス今勅授帶劍ノ制ヲ起サハ国民固有ノ情ニ合フヲ以テ功勞者ヲシテ必ス一層ノ感激ヲ増サシムルニ足ルヘシ

孝子節婦義僕ヲ褒賞スルハ既ニ其定則アリト雖其拔群ノ者ハ内務省ノ上申ニヨリ特別ノ褒賞トシテ短刀恩賜ノ典ヲ定メハ亦大ニ忠孝ノ風ヲ奨励スルニ足ルヘシ<sup>(15)</sup>

とし、また「第十 功臣ノ記念像ヲ設クル事」として、

支那ノ古昔ニ功臣閣ヲ設ケテ其勲功ヲ後世ニ表スルコト有リ我カ朝ノ紫宸殿賢聖障子ノ如キモ亦徳ヲ崇ミ善ヲ楽ムノ意ヲ示シ給フニ在リ夫ノ句踐ノ鑄像宣帝ノ麒麟閣光武ノ雲臺太宗ノ凌烟閣等其意皆賢哲ヲ尚ヒ忠義ヲ後世ニ励マスニ非ラサルハナシ又欧州ニハ銅像建設ノ例アリ宜ク此等ノ例ヲ採リ之ニ倣フヘシ然レトモ特ニ臺ヲ築キ閣ヲ造クルヲ用キス神器官ヲ再興セハ其殿廡廻廊等ヲ以テ之ニ充ツヘシ其方法ノ如キハ精密ノ考案ヲ要スヘシ<sup>(16)</sup>

と述べている。ここで褒賞の対象とされているのは、「功臣」すなわち、維新の際に功勞があり、現在明治政府の中枢に位置する人物達を指している。彼らは、かつての身分制のみをその位階の基準とするならば、下位に位置付けられてしまう存在であった。しかし、褒賞の対象が「功勞」とされ、さらに、それにより名譽と称号が与えられることで、出世の可能性を得るのである。つまり、古い家柄制度に必ずしも固執しないことで、その序列に、「新規参入」でできる機会を与えたのである。そして、その新しい地位は、家柄よりも、明治維新が起こった時点で占めていた位置に根拠を求めるものであり、さらに、天皇によって与えられる称



号によって決定づけられるものであった。

すなわち、皇族以外の天皇を取り巻く臣たちの身分の序列は、明治政府内での序列であり、家柄に根拠を持たない「親規参入者」である彼らは、天皇から「功臣」としての称号及び、帯刀、銅像化が許可される「名譽」が与えられることにより、その地位が確立され得るである。

岩倉自身、従来の身分から言えば、下位に位置していた。したがって、古い家柄制度のみに固執する事は、岩倉にとつても得策とは言えなかつた。実際この当時岩倉は、公家であるという出自と、維新の功臣であるという事で、諸参議の上の「右大臣」に位置していたのである。

しかも岩倉は、この内規取調局の建議書の中で、欧州諸国の貴族制度を意識し、また、参照すべきであると繰りかえし述べている。つまり岩倉は、単に華族の地位の保持や、古例に固執する保守派の指導者ではなかつたのである。

### III 儀式の創造、古礼の復活

岩倉は、内規取調局で調査すべきことの第一に、「神祇官再興ノ事」を挙げている。

謹テ案スル天皇ハ九五ノ尊位ニ居リ親ヲ億兆ヲ卒テ天地ノ神祇ヲ崇祀シ祖宗ノ神靈ヲ奉祭シ給フ古ヨリ其典礼甚タ嚴ナリ故ヲ以テ古昔ハ神祇官ヲ太政官ノ上ニ置ク是ニ於テ宗廟ノ礼定マリ孝悌ノ道立ツ蓋シ上タル者既ニ此ノ如シ下タル者則チ靡然トシテ忠孝ノ風ニ赴ク今宜ク古典ニ拠リ神祇官ヲ再興スヘシ然

リト雖今ノ時ハ古ノ時ト異ナリ神祇官ノ制度モ亦世態人情ニ從テ以テ之ヲ定ムヘシ庶幾クハ守株刻舟ノ陋ヲ免レンカ<sup>(16)</sup>

岩倉は何も、神道の国教化や、政教一致を念頭において神祇官の任務をはかろうとしたわけではなかった。というのも、岩倉は神祇官の任務を、

而テ官吏選挙規則及退隱令ヲ創定セラレ爾來官吏任命ノ時ハ神祇官ニ於テ皇室及国家ニ対シ精忠ヲ盡スヘキコトラ誓ハシムヘシ此誓ハ皇国ノ古典ニ撚リ抛リ欧州諸国ノ例ヲ参酌シテ其儀式ヲ創定スヘシ<sup>(17)</sup>

と規定している。つまり、神祇官の官吏任命儀式を執り行う式事としての神祇官の役割に着目していたのである。すなわち岩倉は、「儀式ヲ創定」する事に意義をみいだしていたのであつた。したがつて皇室、国家への忠誠を誓う儀式を執り行うという役職であるからこそ、神祇官が太政官の上に位置すると考えたのである。

岩倉は、この官吏任命儀式の目的を、「皇室及国家ニ対シ精忠ヲ盡スヘキコトラ誓ハシム」事としたわけであるから、当然この儀式は、天皇はもとより、他の皇族、政府の実力者が一同に会する場で執り行われる事を想定していた。つまりその儀式は、誰が誰に忠誠を誓うかという構図が、明確に可視化される場であつた。さらに、その儀式での席次により、天皇を頂点とした社会秩序が、天皇からの距離によって客観化されるのである。すなわち、官吏任命という儀式を通じて、普段は目に見えない明治国家の権力の方向性が可視化されるのである。

また、儀式につながるものとして岩倉は、「第六 礼服ノ事」を挙げる。そのなかで、

古制ノ祭服礼服ノ如キモ決シテ廃棄ニ付ス可カラス現今西洋諸國ト雖大礼ヲ行フニ當テハ猶ホ古服ヲ被テ古礼ヲ守ルコト甚タ謹メリ況ヤ我邦皇統ノ綿々タル直チニ太古ヨリ今日ニ至ルヤ宜ク古礼古服ヲ存シ衆庶ヲシテ崇尚ノ情ヲ起サシムヘシ蓋シ即位立太子立后等ノ大礼ハ自今西京ニ於テ古礼ニ從ヒ之ヲ執行セントノ議アリ然レトモ廃棄今日ノ如ニシテ数年ノ後ニ及ハ、絶テ古礼古服ノ制ヲ知ル者無キニ至ルヘシ因テ毎歲大祭日ニ於テ皇族宮内官員等ヲシテ古服ヲ被テ古礼ヲ修メシムルヲ要ス條規ハ豫メ之ヲ調査スヘキモノトス<sup>(18)</sup>

と述べている。立太子、立后のような大礼を、国家の象徴的、儀礼的地景上の首都である京都<sup>(19)</sup>において、古服で、古礼に則って行なうということが、皇統が連続と「続いて」いるという歴史的伝統性の証につながる事を認識していたのである。そこで、古服、古礼を過去の遺物として風化させないよう調査し、修学する必要があると判断したのであった。

過去の祭礼の復興として岩倉は、「第七 吉礼凶礼ノ事」として、

新嘗祭ハ国家ノ大礼ナリ天皇徹宵シテ親ヲ祭典ヲ執行シ給フ蓋シ新穀ヲ供シテ更ニ來歲ノ豊饒ヲ祈ル其意邦家億兆ヲ仁愛スルノ極ニシテ決シテ宮中ノ私事ニ非ス国民タル者豈ニ此大礼ヲ崇尚シ且ツ聖意ヲ体認セサル可ンヤ是ヲ以テ維新前此日ニ當テハ西京ノ臣民皆不寐シテ夜ヲ守リ寒食シテ火ヲ戒シム之ヲ烟止ト称ス其謹慎恭敬ノ情誠ニ想像スヘシ維新以來皇室益々興隆シテ此ノ大祭亦未タ嘗テ怠廢セラレス然ルニ今日官吏以下萬民ノ情ハ之ヲ十有餘年ノ前ニ比スルニ殆ント別天地ノ如シ誠ニ以テ可嘆ノ至リナリ自今宜ク此等ノ吉礼ハ普ク民ヲシテ知ラシムルノ制ヲ定ムヘシ<sup>(20)</sup>

と、その重要性を述べている。岩倉は、徳川幕府時代、政権が幕府にあったとはいえ、将軍が江戸に居住していたことから、京都では天皇が伝統的支配者として、京都の人々の意識の中で存在しつづけていたことに着目している。つまり、長らく続いた武家政権の間も、天皇が人々の間で忘れ去られずにいたのは、天皇とともに行なわれる祭祀によつてその意識が培われてきたからであり、そのことを活用しようと考えたのである。そして、この種の祭祀を全国レベルで行なうことで、天皇への崇敬意識を全国的に培養しようとしたのである。

また、新嘗祭に関しては、「第九 神饌米献貢ノ事」のなかで、

我国農ヲ以テ本トシ穀ハ米ヲ以テ貴トス瑞穂ノ美稱因テ起ル所以ナリ故ニ各地方農業ヲ以テ素封ナル者亦多シ今此輩ノ為ニ君上ヲ敬愛スルノ情ヲ啓導セント欲セハ如カス毎年新嘗祭ノ大礼ヲ行フニ当リ神饌黍盛ノ米ヲ献セシムヘシ其量ハ固ヨリ多キヲ要セス其人ハ則チ地方官ノ適宜ヲ以テ各郡中ニ就テ毎年交代セシム其献米ハ則チ天皇資テ以テ大礼ヲ行ヒ自ラ之ヲ神祇ニ供シ且ツ来歳ノ豊饒ヲ祈ル如斯ナレハ則チ国民米穀ヲ貴重スルノ風ヲ起シ從テ農事ヲ励マシ大ニ他日ノ輸出米ニ好影響ヲ與フルニ足ルヘシ倍テ祭祇終ラハ供神ノ胙ヲ以テ米ヲ献スル者ニ頒賜スヘシ是レ一些事ト雖大ニ人心ニ関スル者アリ<sup>(2)</sup>

と述べている。先述のように、岩倉は古い儀式を甦らせることで、「天皇」のもつ歴史的伝統性に関する認識の普及をもくろんでいた。とりわけ、その認識を各地の一般人民にまで広めるためには、その行事にあまねく参加させる事こそ、最も有効であることに気付いていたのである。

つまり岩倉は、新嘗祭を天皇が国家儀礼として執行し、かつ全国的に人民が参加する事で、行事執行者で

ある天皇への恭敬の情を広く養うことが可能になると考えたのである。

また、岩倉はこのなかで、

下民其献貢ヲ以テ疚シトスルコト無キノミナラス実ニ以テ鄉村ノ榮譽トナス下民淳厚敬愛ノ情宜ク然ルヘキナリ…中略…要スルニ前条述ル所ハ下情ヲ融釈シテ忠孝敬愛ノ地ヲ為スニ在ルヲ以テ萬一此ニ因テ

民時ヲ奪ヒ民財ヲ糜スルニ至ラハ則チ大ニ不可ナリ故ニ其内規ヲ定メテ制限ヲ立ルコト尤モ深切ノ注意ヲ要ス<sup>(2)</sup>

と述べていることから、米を各地から「献上」する事の重要性を意識していたことが窺われる。

そもそも、新嘗祭の意味は、新穀を供し、さらに来年度の豊饒を祈ることである。そして、その新嘗祭の主役である「米」を、毎年各地から献納させることにより、全国民の参加意識を高めようとしたのである。

というのも米は日本人の主食であり、「我国農ヲ以テ本トシ穀ハ米ヲ以テ貴トス瑞穂ノ美稱因テ起ル所以ナリ」という意識があったことから、その尊い米を媒介にすることで、日本国民としての連帯意識が作り出されるのを助けることになることを鑑みて、新嘗祭の国家行事化をもくろんだのである。

また、その地方の官吏が、代表として米を献上するという行為を通じて、その地方の住民が、その地方と中央統治者である天皇との従属意識を強くし、自己の領域を国家の一部として意識することができるようになり、かつ同一儀式に、全国民が参加しているという一体感が生まれることをねらったのである。

さらに献上が、各地方の持ちまわりとなることで、実際に目にするのが不可能な、遠く離れた地方をも、同じ国家に属する「地方」として認識することが可能になるのである。

このように、地方を国家の中央と結びつける装置としての新嘗祭の効用と、前任の統治体制である徳川幕藩体制では不可能であった国家的行事とすることの効用を、岩倉は十分に意識していたといえよう。

#### IV おわりに

以上のように、岩倉は従来言われてきたような、伝統を重視し、天皇、皇室、華族の擁護の為だけに、内規取調局を設置し、かつ総裁として陣頭指揮に立っていたわけではなかった。岩倉は、伝統の保護というような消極的動機からではなく、むしろ天皇を頂点とする支配構造の形成と、自らもその構成員として、そこでの存在地位を確立するという積極的動機から内規取調局の設置を建議したのである。

岩倉はまず、天皇を頂点とした第一義的社会構造として、天皇と、何らかの儀式などの場面においてそこに同席することを許された人々からなる空間を想定する。すなわち、それらの人々というのは、皇族、華士族、政府中枢の人物、そして官吏からなる階層であった。そして、天皇の同席する場面での席次は、身分のより一層の厳格な細分化によって決定されるのである。つまり、そこでの天皇からの距離が、その人の政治的地位や権力を推し量る指標なのであった。

つまり岩倉は、その「身分」にやどる単なる称号以上の付加価値を認識していたのである。「身分」とは、単に門閥など、その出自に伴う家格を示す称号にとどまらず、政府内での地位を示す表示でもあり、その場合、それは政府内での政治力の尺度でもあった。それゆえ、身分は、皇族以外は血統や家柄によってのみ規

定されるべきではないと主張するのである。その序列には褒賞という名譽に裏打ちされた「功臣」が新たに加わるのである。つまり、家柄制度に必ずしも固執せず、適宜それを無視することで、新しく「功臣」達にそこへ参入する機会を与えるだけでなく、そのことで自らの地位の上昇をも可能にするという恩恵にあずかることが可能になるのであった。当然岩倉は、公家であるという家柄と功臣としての威信により、誰よりも天皇の近くに位置できうる存在であった。それゆえ、華士族の身分の細分化における基準は、家柄のみによるのではなく、功臣であるという名譽も新たな価値基準として付け加えられるべきであると考えたのであった。

それゆえ「第五 華族ノ族号停止及返上ノ制ヲ定ムル事」で、

華族ハ皇国ノ貴族ヲ以テ四民ノ上ニ立チ皇室ノ待遇厚ク位階亦尊シ是ヲ以テ其本分ノ義務ヲ盡シテ国家ニ報スヘキハ勿論平常ノ品行營業ノ如キモ亦世人ノ標準トナリ其対面ヲ汚損セサルヘキヲ要ス然レトモ目下家産ヲ興サントスルニ當テハ一時節ヲ折り賤業ヲ取ル者亦之レ無シトセス如斯者或ハ其対面ヲ汚損スルノ恐アルヲ以テ宜ク年数ヲ期シ其位階ヲ奉還シ其族号ヲ停止センコトヲ出願セシメ其業ヲ成シ其産ヲ興スノ後ニ至テ之ヲ旧ニ復スルヲ許可シ若シ期満ルモ猶賤業ヲ取ル者ハ其族号ヲ返上セシムヘシ：中略：士族亦之ニ倣フ<sup>24</sup>

と述べる。つまり、華士族が商業活動により収入を増やすことは不名譽なことであり、族号を停止、返上する要因としている。岩倉は、商業活動によって得られる「富」という報酬ではなく、人々からの尊敬、敬意を払われるという「名譽」こそ華士族の報酬であると考えるのである。すなわち華士族は、尊敬されること

がその存在意義であるとしたのである。そこで華土族がその期待を裏切るような品行を犯した場合に、その特権の返上を課したのであった。

一方、褒賞によつて身分の上昇を得た階層にとつて、両皇は、その名譽を与える後ろ盾として、威信を放ちつづける存在でなければならなかつた。なぜなら褒賞を与える主は、その領域を構成する全ての人々に崇拜されていなければならぬからである。なぜなら天皇が尊敬されることで、その天皇から功臣として褒賞される事に価値が生まれ、またそのことで、その下に位置する元民との差異がさらに際立つからである。つまり、彼等にとつて天皇が広く一般から崇拜されることは、単に天皇が主権者として社会秩序の頂点に位置することが重要なだけでなく、彼らの地位もまた、人々から認められる上でも重要なのである。したがつて、天皇と彼らは、「威信」を媒介にした相互異存関係にあつたといえよう。それゆえ、天皇の存在をより際立たせるためにも、皇族の中においても身分を細分化する必要があるとされるのである。その皇族の中の身分序列の決定要素は、天皇の歴史的伝統性に基盤を置く、その「血統」の純粹さであつた。

さらに、古服、古礼を復活させ、かつその儀礼を国家の象徴的地景上の首都である京都で行なうことで、それまであまり知られていなかった天皇を中心とする国家の歴史と伝統を人々に想起させることを試みようとしたのであつた。またその儀礼を通じて、天皇が支配者であり、かつ正統性を与える聖的秩序の頂点にあることを印象付け、天皇を頂点とした社会構造を不動のものとしようとしたのである。

天皇を頂点とする第二義的社会構造として、先述した人々以外の社会層すなわち、一般人民を加えた社会空間がある。かれらは、米を献上するという役割を担うことで、新嘗祭への参加意識を強くし、またその行



為を通じて、「全国民が参加している」という意識を、国民ひとりひとりが抱く機会を与えられるのである。さらに、新嘗祭を国家行事として、その祭祀の執行者が天皇であるということ、天皇を中心とした政治的  
 一体感が形成されるのである。さらに、天皇は長期にわたる武家政権により、京都以外ではその存在が希  
 薄であった。そこで、まずその存在を人々の意識の中に浸透させ、かつその存在は人々にとって近寄り難い、  
 超越的な至高存在として印象付けられなければならない。そのために、巡幸が実施され、天皇即位、東  
 幸などの儀礼とともに、錦絵に描かれることでその様子がひろめられた。その意味でも、新嘗祭は全国民が  
 それぞれ参加意識を持つことで、全ての人が天皇という政治的権威と間接的に接触することが可能になり、  
 かつそのことを通じて、人民の政治的一体性が形成されるという有効な装置であった。

錦絵にこの種の儀式が描かれる場合、その中で描かれる場面の登場人物は、天皇を中心とした第一義的社  
 会空間を形成する人々である。彼等もまた、この種の錦絵を通して直接会うことのない一般人民に、自らの  
 名とともに、天皇からの距離によって、その地位の高低、権力の強弱を知らしめることができるのである。  
 とりわけ、これから行なわれるであろう国会開設、憲法発布式典における天皇からの距離は、そこに集う  
 人々の政治的地位を謙著に表す指標であった。そしてその憲法が欽定憲法であり、選挙で選ばれた人民の代  
 表が集う国会の開設であることから、その場に集っているのは国民の代表者であり、そこに直接参加できな  
 い一般人民は、その錦絵を見ることを通じて、それらの式典へ擬似参加するのである。

大久保利謙氏は、『華族制の創出』のなかで、岩倉の内規取調局設置理由を、「岩倉の執念である天皇大権  
 の確立の念願からで、国体の欧化を極力予防しようとする国風確保工作にほかならない」と述べている。し

かし、先述のように岩倉は、ほとんどの条項において、欧州各国の例を参酌するよう指示し、新嘗祭というまさに「国体」に関わる祭礼につながる「神饌米献上ノ事」においては、

具視嘗テ使命ヲ奉シテ魯西亜ニ註筈ス時正ニ三月北地沍寒ノ候ナリ…中略…国民蒙富某氏毎年之ヲ煖室ニ培養シ熟スルニ及ンテ先ツ帝室ニ献ス帝以テ貴族大臣ニ領饗ス之ヲ毎年ノ嘉例トス此日偶例日ニ當ルナリ願フニ魯国ノ民ニシテ其君ヲ敬愛スル猶斯ノ如シ我朝ノ国体ニシテ却テ上下乖離ノ状アルハ何ソヤ是レ亦猛省セサル可ラス<sup>(26)</sup>

というように、「国体」の状況を顧みてロシアの例にならう事を推奨している。したがって、岩倉は「欧化予防」に固執していたわけではないのである。

また大久保氏は、「華士族爵制の確定」をこの建議の重点であつたとし、「第四 爵位令並華士族尊卑区別ノ事」こそ、岩倉の華族論、爵論、華士区別論の総括であると述べる。とりわけ岩倉は、伊藤の爵号論、華士族貴族論を固く拒否しており、ここで岩倉は爵位を認めるが、それは飽くまで華族間の階層の事で、士族についてはまた別に族令を定めるべきであり、「華族令」とは区別せよとして反発しているとし、ここに、伊藤に対する対決の強い姿勢があると述べている。さらに、岩倉の死後に制定された「華族令」で華士族は一括されたものの、この岩倉の華士族区別論は、士族上がりは勲功華族の新華族として、華族の間での旧新の区別感情として色濃く残ったとしている<sup>(27)</sup>。しかし、本当に岩倉は、華族と士族の区別をそのような「差異」の視線で見えていたのであろうか。

岩倉は維新の際、これまでの摂関制排撃をうたう「王政復古」論者であつたのであり、それゆえ単なる旧

態依然の家格にこだわる保守派とはいえないのである。

また、もし岩倉が勲功により士族が華族に参入するのを拒否し、飽くまで旧来の家格によってその爵位が決定される事にこだわるのであれば、岩倉自身、下級公家の出自であったことから、その地位は下位に列せられる事になる。

しかし王政復古、明治維新により、摂関制が廃止された事により、それまで続いた天皇を取り巻く状況は壊され、新たに構築しなければならなかったが、この頃は憲法が制定されることにより、天皇と人民との支配構造の制度化が目前に迫っていた。

つまり、憲法制定が日本国家という大きな枠組の中での社会秩序の制度化を意味するならば、天皇に密接した空間の社会構造の再構築もまた必要であると考えたのではないだろうか。

したがって岩倉は、単に「保守派」だけでなく、古格、古礼の再興や、皇族、華族の地位の保護に固執したわけではないといえよう。なぜなら以上のように、内規取調局設置の建議書理由に、「再興」、「保護」といった消極的動機からではなく、自らの地位の確立という積極的動機が垣間見られるからである。

このなかで、岩倉は天皇に、全国的に人民を治めるべく、歴史的伝統性の体現者である「玉」として社会秩序の頂点に戴かれ、かつそれにより、広く一般から崇敬を集めることで、岩倉を含めた明治政府の中樞をしまっている「功臣」の地位をも保証するというような存在としての意味を見出していたのであった。

すなわち岩倉は、単に保守派指導者として古式の復興や、身分制の確立を指示したのではなく、自らをも含めた天皇を直接取り巻く政府内部における天皇を中心とした階層社会を形成すべく、「内規取調局」の設

置を建議したのであるといえよう。

注

- (1) 「宮内省内規取調局總裁心得ト為ル事」『岩倉公実記』下巻（多田好間編 原書房 昭和四十三年） 九五八頁  
以下『岩倉公実記』下
- (2) 「儀制調査局設置ノ議ヲ内閣ニ提出スル事」 同右 五二八・五二九頁
- (3) 明治九年十二月十四日付岩倉具視宛井上毅書翰（国学院大学図書館内井上毅伝記編纂所編『井上毅傳』四（国学院大学図書館 昭和四十六年） 二七頁  
「奉議局取調不可舉行意見」（国学院大学図書館内井上毅伝記編纂所編『井上毅傳』一（国学院大学図書館 昭和四十一年） 一一九頁―一二二頁
- (4) 「宮内省内規取調局總裁心得ト為ル事」『岩倉行実記』下 九五八・九五九頁
- (5) 明治十五年八月十八日付、同年十月十九日付岩倉具視宛柳原前光書翰 同右 九七一―九七五頁
- (6) 「京都保存ニ関シ意見書ヲ上ツル事」 同右 九九一―千頁
- (7) 高木博志『近代天皇制の文化史的研究―天皇就任儀礼・年中行事・文化財―』（校倉書房 平成九年）
- (8) 同右 九六〇・九六一頁
- (9) 同右 九六〇頁
- (10) 同右 九六一・九六二頁
- (11) 坂本一登「華族立憲制への対応と岩倉―明治一一年華族会館改革運動を中心に―」（『日本歴史』第四二三号（昭和五十八年八月号 吉川弘文館）
- (12) 大久保利謙『華族制の創出』（大久保利謙歴史著作集三）（吉川弘文館 平成五年） 以下『華族制の創出』
- (13) 稲田正次『明治憲法成立史』上（有斐閣 昭和三十五年） 六九九頁

- (14) 「宮内省内規取調局総裁心得ト為ル事」 前掲 『岩倉公実記』下巻九六五―九六六頁
- (15) 同右 九六八頁
- (16) 同右 九五九頁
- (17) 同右 九五九・九六〇頁
- (18) 同右 九六四頁
- (19) T・フジタニ氏は国家的トポグラフィ―(地景、景觀)の創造という観点から、京都を「皇室の歴史の深さを表象する場所となり、公式に規定された(伝統)の概念の中核となった」と分析し、岩倉の旧跡保存策については京都の持つ皇室の過去を意識し、京都に存在する神社、仏閣、御所といった「皇室の支配と伝統を視覚的に裏付ける過去の遺物が、いかに強力な正統性の根拠となりうるか」、という点を理解していたと述べている。T・フジタニ『天皇のページェント―近代日本の歴史的民俗史から―』(NHKブックス 平成六年)
- (20) 「宮内省内規取調局総裁心得ト為ル事」 前掲 『岩倉公実記』下巻九六四・九六五頁
- (21) 同右 九六七頁
- (22) 同右 九六八頁
- (23) 坂本一登『伊藤博文と明治国家形成―「宮中」の制度化と立憲制の導入』(吉川弘文館 平成三年) 一〇八頁
- (24) 「宮内省内規取調局総裁心得ト為ル事」 前掲 『岩倉公実記』下巻九六二・九六三頁
- (25) 前掲 大久保利謙『華族制の創出』三七〇頁
- (26) 宮内省内規取調局総裁心得ト為ル事」 前掲 『岩倉公実記』下巻 九六七頁
- (27) 同右 三七〇―三七三頁

*The needs of the ceremony and the rank for the officials*

98-232-001 Mamiko Ito

In 1887, Iwakura Tomomi submitted to the cabinet the document at the establishment of institution for research on the regulation in the court<sup>1</sup>.

Iwakura submitted above-mentioned document to construct the order in the court and to form the social hierarchy whole country. On Meiji Restoration, the government had declared the abolishment of the older class. (*shimin-byodo*), But when this document had been submitted, the officials thought how to popularize the emperor's sovereignty order in preparing a for drafting a constitution. Iwakura insisted to establish a new order, the peerage and Shi-zo-ku, strictly.

Firstly, Iwakura suggested to enact the hierarchy in the court, according to the political power. He insisted, therefore, the high officials could have the opportunity for joining this society by given the title depended on a degree of their service.

He actually himself got his high status as being the peerage and the man of merit. So, he thought the honor of merit was important as same as nobility. For the person who got a title, the emperor was so important that people respected the emperor. The more authority of the emperor rose, the more the worth of title given by the emperor valued. The relationship between the emperor and his subjects was interdependence.

He also considered the popularization of the status of high officials. He suggested the ceremony was worth of spreading the social order among the people. While Kamaura to Edo period, the emperor was not remembered without Kyoto. He considered how to penetrate the emperor authority to the people. He wanted to propagandize that

the ancestor of the emperor was the first ruler, in reviving the older ceremony. The popularization of the hierarchy was so important for high officials to get admiration from the people. The emperor performing in the national ceremony was important to give an impression that he was the ruler.

Iwakura was not the conservative leader as generally considered. In the purpose of constructing a new social order, he submitted this document at the establishment of institution for research.

---

<sup>1</sup> Iwakura Tomomi, “The document at the establishment of institution for research in the regulation on the court,” in *Iwakura Ko Jikki*, Tada Yositou, ed., II, 958-968